

## 寄附金の税制優遇措置について(個人の場合)

国際文化フォーラム(TJF)は、内閣総理大臣より公益財団法人としての認定を受け、2011年4月1日付で公益財団法人に移行しました。TJFに対する寄附金や賛助会費には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が受けられます。所得税、住民税(一部の都道府県・市区町村に限る)および相続税において、次のような優遇措置の対象となります。

### 1 所得税

寄附金控除を受けるためには、所轄税務署での確定申告が必要です。毎年2月16日～3月15日の時期に、TJFが発行した領収書を添付して、確定申告をしてください。控除額の計算は、【税額控除】か【所得控除】の2種類から、どちらかを選択します。

#### ① 【税額控除】方式

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として所得税から控除されます。  
寄附日が2018年5月1日から2023年4月30日の場合に限りです。

$$\frac{(\text{寄付金合計額*} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%}{\text{控除額**}}$$

(例)

年間所得が400万円で、個人賛助会費1口(10,000円)の場合  
10,000円 - 2,000円 × 40% = 3,200円を、所得税から控除可能

<控除限度額>

\*年間所得の40% 400万円 × 0.4 = 160万円

\*\*所得税額の25%

#### ② 【所得控除】方式

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として所得から控除されます。

$$\frac{(\text{寄付金合計額*} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率**}}{\text{控除額}}$$

<控除限度額>

\*年間所得の40%

\*\*所得税率は年間の所得金額によって異なります

## 2 住民税

一部の都道府県・市区町村では、条例の指定により、公益財団法人に寄附をした個人は、確定申告によって、個人住民税の控除が受けられます。寄附金のうち 2 千円を差し引いた額について、都道府県指定の場合は 4%が、市区町村指定の場合は 6%が、税額から控除されます。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の 30%です。条例の指定状況については、お近くの税務署や税務相談室にお尋ねください。

個人住民税の寄附金控除申告は、確定申告の際に、所得税の寄附金控除と合せて行えます。確定申告書の「住民税に関する事項」の欄に金額をご記入いただき、TJF が発行した領収書を添付してご申告ください。

## 3 相続税

相続により受け継いだ財産の一部もしくは全額の寄付については、相続税が課税されません。相続税の申告期限は、故人がお亡くなりになった翌日から 10 ヶ月以内です。その期限内にご寄付いただき、相続税申告書提出の際に、TJF が発行した領収書を添付してご申告ください。